

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議会、その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、次のとおりとする。

旅 費 1日につき弐千円

日 当 1日につき八千円

宿泊料 1泊につき壹万円

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成25年 6月 9日から施行する。

この規程は、平成28年 3月19日から施行する。

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。